

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第35期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Omega Project Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 宜彰

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田1-26-7

【電話番号】 03-3493-3080

【事務連絡者氏名】 専務取締役 村上 東哲

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田1-26-7

【電話番号】 03-3493-3080

【事務連絡者氏名】 専務取締役 村上 東哲

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第34期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第35期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第34期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (千円)	653,990	664,136	3,079,282
経常損失(△) (千円)	△130,711	△42,546	△522,359
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△266,326	△41,978	△1,772,561
純資産額 (千円)	1,350,708	681,872	715,561
総資産額 (千円)	4,326,640	2,555,119	2,711,519
1株当たり純資産額 (円)	7.07	1.60	1.79
1株当たり四半期 (当期)純損失(△) (円)	△2.07	△0.21	△10.32
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.3	12.5	13.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△338,466	△59,147	△366,245
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△343,064	△5,393	△1,117,829
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	113,993	8,529	976,432
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	134,960	137,625	193,772
従業員数 (名)	179	162	166

(注1) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注3) 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	162 (84)
---------	-------------

(注1)従業員数は就業人数であり、役員、使用人兼務役員は除いております。

(注2)従業員数の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー・アルバイト)の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	15
---------	----

(注)従業員数は就業人数であり、役員、使用人兼務役員は除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社グループの提供するサービスは受注生産形態をとらないものが多く、事業の種類別に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比 (%)
レジャー事業	609,721	11.7
映像・音盤関連事業	50,710	△38.3
投資事業	3,704	548.5
その他の事業	—	△100.0
合計	664,136	1.6

(注1) セグメント間取引については、相殺消去しております。

(注2) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、平成20年3月期に引続きまして、平成21年3月期におきましても営業損失597,540千円、当期純損失1,772,561千円を計上しており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。また、当第1四半期連結会計期間においても営業損失50,581千円、経常損失42,546千円、四半期純損失41,978千円を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

平成22年3月期に当該事象を解消すべく、レジャー事業においては、本年5月に開設した東京営業所により、営業、企画及び広報を強化し、巨大な首都圏のマーケットにおけるお客様獲得の推進と、既存の営業所による関西圏における営業基盤の拡大を図ります。また、各施設のオリジナル商品の開発・販売の展開や、異業種とのコラボレートを図り、多方面からのプロモーション活動を行うことで、更なる集客数及び売上高の増加を図ります。

映像・音盤関連事業においては、CM・ドラマ・映画等のコンテンツポートフォリオの更なる最適化と、既存のコンテンツのマルチユース、継続的な製作により、昨今の厳しい映像業界において、収益・事業の安定化を図るとともに、利益率強化のための新たな事業モデルの開発を進めてまいります。

投資事業においては、各案件ごとに緻密なデューデリジェンスを実施するとともに、事業育成及び既存の債権、保有資産の有効活用による収益の向上を図ります。

また、グループ全体といたしましては、経営効率を高めるためのグループ経営改革の実施と、関係会社の不採算事業の整理・縮小を行うとともに、経費・人材配置の見直しなどにより、更なる販売費及び一般管理費の削減を図ります。また、財務体質の強化、繰越損失の解消、キャッシュ・フロー面における改善につきましては、引続き債権回収及び保有資産の売却の検討、未行使分の第5回、第6回の新株予約権については、投資家と継続的に協議し資本支援を依頼するとともに、権利譲渡を視野に入れ、新たな支援者による権利行使可能性の検討、未行使リスクの分散化を図ります。

これらの改善策を通じ黒字体質への転換を図ることで、継続企業的前提に関する重要な疑義は解消されるものと考えております。

しかしながら、上記の改善策をとるものの、当該改善策を進めるための資金調達の面での新株予約権の行使については、現在の株価等の動向から勘案すると、重要な不確実性が認められております。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、政府による景気対策や企業の在庫調整の進展により、輸出・生産や個人消費について下げ止まりの傾向が見られるものの、企業収益は減少し、雇用情勢も悪化するなど、依然として厳しい状況下にありました。

このような状況下、レジャー事業におきましては、4月、5月は天候不良の影響を受けたものの、高速道路料金の値下げ等に伴う国内向けのレジャーの増加が追い風となり、入園者数及び売上高は増加しております。映像・音盤関連事業におきましては、世界的不況の煽りを受け広告業界全体の低迷が顕在化しており、広告収入の低下等厳しい状況にあります。投資事業においては、株式市場の混乱は終息に向かい市場回復の兆しを見せておりますが、依然として先行き不透明な状況にあります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における当社グループの業績は、売上高6億64百万円（前年同四半期に比べ1.6%増）、営業損失50百万円（前年同四半期は営業損失1億58百万円）、経常損失42百万円（前年同四半期は経常損失1億30百万円）、四半期純損失41百万円（前年同四半期は四半期純損失2億66百万円）となりました。

当第1四半期連結会計期間の概況を部門別に申し上げますと次のとおりであります。

(レジャー事業)

当第1四半期連結会計期間におけるレジャー事業につきましては、本年5月より東京営業所を開設し、首都圏の巨大なマーケットに対する営業、企画及び広報力の強化を行い更なる集客に努めました。株式会社サボテンパークアンドリゾートが運営する伊豆3公園（伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園、伊豆海洋公園）及び、伊豆高原旅の駅ぐらんぱるぽーとは、本年で開園50周年となる伊豆シャボテン公園を前面に押し出し、様々なイベントを開催することで集客に努めております。また、大型連休、高速道路料金の値下げなども寄与し、順調に入園者数及び売上高は増加しております。この他に伊豆スカイラインカントリー株式会社が運営する伊豆スカイラインカントリー倶楽部も順調に稼動しております。

以上の結果、レジャー事業における売上高6億9百万円（前年同四半期に比べ11.7%増）となり、営業利益0.5百万円（前年同四半期は営業損失25百万円）となりました。

(映像・音盤関連事業)

当第1四半期連結会計期間における映像・音盤関連事業につきましては、株式会社FLACOCOによる「学校法人東海大学」のTV-CM制作、グラフィック広告を手掛けるとともに、当社グループが保有するコンテンツの二次利用による著作権収入がありました。以上結果、映像・音盤関連事業においては、売上高50百万円（前年同四半期に比べ38.3%減）となり、営業損失35百万円（前年同四半期は営業損失53百

万円) となりました。

(投資事業)

当第1四半期連結会計期間における投資事業につきましては、具体的な投資案件はありませんでしたが、随時案件のデューデリジェンスを行うとともに、事業の整理・再構築を行ってまいりました。

以上の結果、投資事業における売上高3百万円（前年同四半期に比べ548.5%増）となり、営業損失17百万円（前年同四半期は営業損失63百万円）となりました。

(その他の事業)

当第1四半期連結会計期間におけるその他の事業につきましては、売上高はありませんでした（前年同四半期は売上高25百万円、営業損失18百万円）。

(2) 財政状態の分析

1. 資産

流動資産は、前連結会計年度末に比べて74百万円減少し、5億82百万円となりました。これは主として、現金及び預金が47百万円減少したこと等によります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて81百万円減少し、19億72百万円となりました。これは主として、投資有価証券が62百万円減少したこと等によります。

この結果、資産合計は前連結会計年度末に比べて1億56百万円減少し、25億55百万円となりました。

2. 負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べて1億17百万円減少し、11億61百万円となりました。これは主として、未払金が1億31百万円減少したこと等によります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて5百万円減少し、7億11百万円となりました。これは主として長期借入金が5百万円減少したこと等によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて1億22百万円減少し、18億73百万円となりました。

3. 純資産

純資産合計は、6億81百万円となりました。

1株当たり純資産は、前連結会計年度末より19銭減少し、1円60銭となりました。また、自己資本比率は前連結会計年度末の13.2%から12.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ56百万円減少し、1億37百万円（前年同四半期は1億34百万円）となりました。

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、使用した資金は59百万円（前年同四半期は3億38百万円の資金使用）となりました。これは主として、その他の流動負債の減少1億18百万円であります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、使用した資金は5百万円（前年同四半期は3億43百万円の資金使用）となりました。これは主として、貸付金の支出によるものであります。

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、獲得した資金は8百万円（前年同四半期は1億13百万円の資金獲得）となりました。これは主として、短期借入金によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動について、特記すべき事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略と見通し

当社グループは、平成20年3月期に引続きまして、平成21年3月期におきましても営業損失597,540千円、当期純損失1,772,561千円を計上しており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。また、当第1四半期連結会計期間においても営業損失50,581千円、経常損失42,546千円、四半期純損失41,978千円を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

平成22年3月期に当該事象を解消すべく、レジャー事業においては、本年5月に開設した東京営業所により、営業、企画及び広報を強化し、巨大な首都圏のマーケットにおけるお客様獲得の推進と、既存の営業所による関西圏における営業基盤の拡大を図ります。また、各施設のオリジナル商品の開発・販売の展開や、異業種とのコラボレートを図り、多方面からのプロモーション活動を行うことで、更なる集客数及び売上高の増加を図ります。

映像・音盤関連事業においては、CM・ドラマ・映画等のコンテンツポートフォリオの更なる最適化と、既存のコンテンツのマルチユース、継続的な製作により、昨今の厳しい映像業界において、収益・事業の安定化を図るとともに、利益率強化のための新たな事業モデルの開発を進めてまいります。

投資事業においては、各案件ごとに緻密なデューデリジェンスを実施するとともに、事業育成及び既存の債権、保有資産の有効活用による収益の向上を図ります。

また、グループ全体といたしましては、経営効率を高めるためのグループ経営改革の実施と、関係会社の不採算事業の整理・縮小を行うとともに、経費・人材配置の見直しなどにより、更なる販売費及び一般管理費の削減を図ります。また、財務体質の強化、繰越損失の解消、キャッシュ・フロー面における改善につきましては、引続き債権回収及び保有資産の売却の検討、未行使分の第5回、第6回の新株予約権については、投資家と継続的に協議し資本支援を依頼するとともに、権利譲渡を視野に入れ、新たな支援者による権利行使可能性の検討、未行使リスクの分散化を図ります。

これらの改善策を通じ黒字体質への転換を図ることで、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものであると考えております。

しかしながら、上記の改善策をとるものの、当該改善策を進めるための資金調達の面での新株予約権の行使については、現在の株価等の動向から勘案すると、重要な不確実性が認められております。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	199,910,272	210,410,272	ジャスダック証券 取引所 フランクフルト証 券取引所	単元株式数は100株でありま す。 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	199,910,272	210,410,272	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は次のとおりです。

(1) 平成17年2月25日開催臨時株主総会決議に基づく平成17年3月2日取締役会決議

(第1回ストック・オプション)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	8,700個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	870,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき260円
新株予約権の行使期間	平成17年3月10日から 平成22年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 260円 資本組入額 130円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 平成17年2月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成17年4月1日付けで10株を1株に併合する株式併合が行われております。新株予約権の数、目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、株式併合に伴う調整後の数字を記載しております。

(2) 平成17年2月25日開催臨時株主総会決議に基づく平成17年8月17日取締役会決議

(第2回ストック・オプション)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	5,720個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	572,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき215円
新株予約権の行使期間	平成17年8月26日から 平成22年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 215円 資本組入額 108円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 平成17年2月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成17年4月1日付けで10株を1株に併合する株式併合が行われております。新株予約権の数、目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、株式併合に伴う調整後の数字を記載しております。

②会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は次のとおりであります。

（１）平成18年6月27日開催定時株主総会決議に基づく平成18年9月4日取締役会決議

（第3回ストック・オプション）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	16,400個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,640,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき140円（注2）
新株予約権の行使期間	平成18年9月19日から 平成23年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 140円 資本組入額 70円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）
新株予約権の取得条項に関する事項	（注4）

（注1）新株予約権1個当たり当社普通株式100株（以下、「付与株式数」という。）とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する（1株未満の端数は切り捨て）。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与数株式数＝調整後付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は第5条の定める規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

(2) 平成18年6月27日開催定時株主総会決議に基づく平成19年1月16日取締役会決議

(第4回ストック・オプション)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	16,000個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,600,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき84円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年1月30日から 平成23年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 84円 資本組入額 42円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たり当社普通株式100株(以下、「付与株式数」という。)とする。

なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与数株式数＝調整後付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は第5条の定める規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

(3) 平成19年6月27日開催定時株主総会決議に基づく平成20年4月21日取締役会決議

(第5回ストック・オプション)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	37,450個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,745,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき21円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年4月22日から 平成23年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 21円 資本組入額 11円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たり当社普通株式100株(以下、「付与株式数」という。)とする。

なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与数株式数＝調整後付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は第5条の定める規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

(4) 平成21年6月29日開催定時株主総会決議に基づく平成21年6月30日取締役会決議

(第6回ストック・オプション)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	111,111個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,111,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき9円(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日から 平成26年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 9円 資本組入額 5円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たり当社普通株式100株(以下、「付与株式数」という。)とする。

なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与数株式数=調整後付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権割当契約者は第5条の定める規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

③第三者割当により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(1) 平成19年12月28日取締役会決議

(第5回新株予約権)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	41個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,250,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき24円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年1月15日から 平成22年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24.144円 資本組入額 13円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使に当たっては一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、62,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)250,000株)。
但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注2) 1 行使価額の修正

後記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に定める新株予約権の取得に係る通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額の120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正するものとする。

2 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については別記「(2) 新株予約権の内容等（注）」欄第2項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (注3) 1 当社は、吸収合併による消滅、株式移転及び株式交換により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償にて取得できるものとする。
- 2 当社は、新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、(1) 本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知し、(2) 本新株予約権証券が発行されている場合は、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会の定める取得日に、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができるものとする。一部取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額を120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正する。

(2) 平成20年6月25日開催定時株主総会決議

(第6回新株予約権)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	209個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	104,500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき12円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年6月26日から 平成22年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 12.036円 資本組入額 7円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使に当たっては一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、175,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)500,000株)。
但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注2) 1 行使価額の修正

後記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に定める新株予約権の取得に係る通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額の120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正するものとする。

2 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については別記「(2) 新株予約権の内容等（注）」欄第2項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価格}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (注3) 1 当社は、吸収合併による消滅、株式移転及び株式交換により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償にて取得できるものとする。
- 2 当社は、新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、(1) 本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知し、(2) 本新株予約権証券が発行されている場合は、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会の定める取得日に、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができるものとする。一部取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額を120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年6月29日 (注1)	—	199,910,272	—	1,221,627	△550,685	—
平成21年6月30日 (注2)	—	199,910,272	△721,627	500,000	—	—

(注1) 平成21年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金550,685千円を減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議し、その効力が発生いたしました。

(注2) 平成21年6月29日開催の定時株主総会において、資本金721,627千円を減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議し、その効力が発生いたしました。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、ユニオンホールディングス株式会社から平成21年5月15日付で関東財務局長に提出されました大量保有報告書により、平成21年5月8日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
ユニオンホールディングス 株式会社	東京都板橋区志村二丁目19番17号	12,428,500	6.22

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注1)	普通株式 160,000	—	—
完全議決権株式(その他) (注2)	普通株式 199,749,400	1,997,494	—
単元未満株式	普通株式 872	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	199,910,272	—	—
総株主の議決権	—	1,997,494	—

(注1) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

(注2) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が291,100株(議決権の数2,911個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社	東京都品川区西五反田1-26-7	160,000	—	160,000	0.08
計	—	160,000	—	160,000	0.08

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	6	7	9
最低(円)	4	4	7

(注) 株価は、株式会社ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期会計連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、KDA監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	146,625	193,772
売掛金	53,948	40,544
未収入金	34,670	50,281
有価証券	124,990	124,940
営業投資有価証券	1,485	9,130
商品等	39,306	39,793
映像配給権等	1,332	6,940
前渡金	98,775	103,416
短期貸付金	28,990	25,840
その他	80,002	90,680
投資損失引当金	—	△218
貸倒引当金	△27,288	△27,288
流動資産合計	582,837	657,833
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	605,723	615,557
コース勘定	359,972	359,972
土地	621,966	621,966
その他（純額）	108,110	111,895
有形固定資産合計	※1 1,695,772	※1 1,709,391
無形固定資産		
のれん	32,358	36,858
その他	586	647
無形固定資産合計	32,945	37,506
投資その他の資産		
投資有価証券	144,917	207,741
長期貸付金	95,425	94,508
長期化営業債権	525,324	526,183
その他	37,570	39,413
貸倒引当金	△559,674	△561,058
投資その他の資産合計	243,563	306,788
固定資産合計	1,972,281	2,053,685
資産合計	2,555,119	2,711,519

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	173,848	190,372
短期借入金	67,329	53,700
未払金	615,314	746,362
預り金	48,591	37,587
未払法人税等	1,792	1,747
賞与引当金	70,903	49,682
その他	183,811	199,269
流動負債合計	1,161,592	1,278,721
固定負債		
長期借入金	13,600	18,700
退職給付引当金	220,776	218,614
役員退職慰労引当金	37,716	38,392
会員預り金	388,130	387,630
その他	51,431	53,900
固定負債合計	711,654	717,236
負債合計	1,873,246	1,995,958
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	1,221,627
資本剰余金	40,661	1,092,591
利益剰余金	△208,658	△1,940,236
自己株式	△13,467	△13,467
株主資本合計	318,535	360,514
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	294	△3,452
評価・換算差額等合計	294	△3,452
新株予約権	64,622	63,693
少数株主持分	298,420	294,806
純資産合計	681,872	715,561
負債純資産合計	2,555,119	2,711,519

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	653,990	664,136
売上原価	250,371	239,270
売上総利益	403,618	424,866
販売費及び一般管理費	※1 561,695	※1 475,447
営業損失(△)	△158,076	△50,581
営業外収益		
受取利息	25,705	2,660
その他	10,083	11,970
営業外収益合計	35,788	14,631
営業外費用		
支払利息	1,809	1,996
持分法による投資損失	2,135	4,231
その他	4,478	367
営業外費用合計	8,423	6,596
経常損失(△)	△130,711	△42,546
特別利益		
新株予約権戻入益	—	2,070
投資有価証券売却益	7,791	—
貸倒引当金戻入額	—	1,383
その他	1,954	1,217
特別利益合計	9,745	4,670
特別損失		
貸倒引当金繰入損	144,664	—
その他	57	—
特別損失合計	144,721	—
税金等調整前四半期純損失(△)	△265,687	△37,875
法人税、住民税及び事業税	737	490
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△98	3,613
四半期純損失(△)	△266,326	△41,978

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△265,687	△37,875
減価償却費	25,989	27,085
のれん償却額	12,926	4,500
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△241,676	△1,383
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1,805	2,161
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	1,866	1,074
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,367	21,221
株式報酬費用	6,840	2,999
受取利息及び受取配当金	△25,708	△2,664
支払利息	1,809	1,996
株式交付費	702	—
為替差損益(△は益)	△289	136
投資有価証券売却損益(△は益)	△7,791	—
持分法による投資損益(△は益)	2,135	4,231
売上債権の増減額(△は増加)	250,737	△11,865
商品有価証券の増減額(△は増加)	1,691	—
営業用投資有価証券の増減額(△は増加)	8,917	7,645
商品等の増減額(△は増加)	1,714	487
映像配給権の増減額(△は増加)	△38,129	5,608
仕入債務の増減額(△は減少)	△359,277	△16,524
前渡金の増減額(△は増加)	62,098	4,640
その他の流動資産の増減額(△は増加)	86,591	76,211
未収消費税等の増減額(△は増加)	△25,615	△18,986
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△244,057	△118,440
長期化営業債権の増減額(△は増加)	387,340	2,000
その他の固定資産の増減額(△は増加)	26,544	△1,890
その他の固定負債の増減額(△は減少)	△500	△4,500
その他	△896	△2,094
小計	△328,164	△54,221
利息及び配当金の受取額	3,370	1,485
利息の支払額	△3,065	△703
法人税等の支払額	△10,607	△5,707
営業活動によるキャッシュ・フロー	△338,466	△59,147

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△9,000
投資有価証券の売却による収入	—	17,071
有形固定資産の取得による支出	△52,961	△10,997
ゴルフ会員権の売却による収入	—	1,600
貸付けによる支出	△337,635	△23,560
貸付金の回収による収入	47,533	19,493
投資活動によるキャッシュ・フロー	△343,064	△5,393
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△388,450	13,629
長期借入金の返済による支出	△8,204	△5,100
株式の発行による収入	510,647	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	113,993	8,529
現金及び現金同等物に係る換算差額	△498	△136
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△568,035	△56,147
現金及び現金同等物の期首残高	702,996	193,772
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 134,960	※1 137,625

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当社グループは、平成20年3月期に引続きまして、平成21年3月期におきましても営業損失597,540千円、当期純損失1,772,561千円を計上しており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。また、当第1四半期連結会計期間においても営業損失50,581千円、経常損失42,546千円、四半期純損失41,978千円を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

平成22年3月期に当該事象を解消すべく、レジャー事業においては、本年5月に開設した東京営業所により、営業、企画及び広報を強化し、巨大な首都圏のマーケットにおけるお客様獲得の推進と、既存の営業所による関西圏における営業基盤の拡大を図ります。また、各施設のオリジナル商品の開発・販売の展開や、異業種とのコラボレートを図り、多方面からのプロモーション活動を行うことで、更なる集客数及び売上高の増加を図ります。

映像・音盤関連事業においては、CM・ドラマ・映画等のコンテンツポートフォリオの更なる最適化と、既存のコンテンツのマルチユース、継続的な製作により、昨今の厳しい映像業界において、収益・事業の安定化を図るとともに、利益率強化のための新たな事業モデルの開発を進めてまいります。

投資事業においては、各案件ごとに緻密なデューデリジェンスを実施するとともに、事業育成及び既存の債権、保有資産の有効活用による収益の向上を図ります。

また、グループ全体といたしましては、経営効率を高めるためのグループ経営改革の実施と、関係会社の不採算事業の整理・縮小を行うとともに、経費・人材配置の見直しなどにより、更なる販売費及び一般管理費の削減を図ります。また、財務体質の強化、繰越損失の解消、キャッシュ・フロー面における改善につきましては、引続き債権回収及び保有資産の売却の検討、未行使分の第5回、第6回の新株予約権については、投資家と継続的に協議し資本支援を依頼するとともに、権利譲渡を視野に入れ、新たな支援者による権利行使可能性の検討、未行使リスクの分散化を図ります。

これらの改善策を通じ黒字体質への転換を図ることで、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものと考えております。

しかしながら、上記の改善策をとるものの、当該改善策を進めるための資金調達の面での新株予約権の行使については、現在の株価等の動向から勘案すると、重要な不確実性が認められております。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。なお、前第1四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「新株予約権戻入益」は954千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

2 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 税金費用の計算

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、 984,928千円であります。 2 偶発債務 保証債務 (1) 下記の連結会社以外の会社の金融機関から の借入に対し、債務保証を行っております。 スイート・ベイジル(株) 157,776千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、 958,421千円であります。 2 偶発債務 保証債務 (1) 下記の連結会社以外の会社の金融機関から の借入に対し、債務保証を行っております。 スイート・ベイジル(株) 160,518千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販管費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりであります。 給与手当 149,169 千円 広告宣伝費 65,005 千円 支払手数料 57,369 千円 賞与引当金繰入額 7,131 千円	※1 販管費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりであります。 給与手当 138,648 千円 賞与引当金繰入額 24,969 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 134,960 千円 預入期間が3か月超の定期預金 — 現金及び現金同等物 134,960 千円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 146,625 千円 預入期間が3か月超の定期預金 △9,000 千円 現金及び現金同等物 137,625 千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	199,910,272

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	160,023

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	134,288,100	64,622
連結子会社	—	—	—
合計		134,288,100	64,622

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結会計年度の開始の日から当第1四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

前連結会計年度末に比して、以下のとおり株主資本の金額に著しい変動が認められます。

(千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	1,221,627	1,092,591	△1,940,236	△13,467	360,514
当第1四半期末までの変動額					
資本金の取崩	△721,627	721,627	—	—	—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	—	△1,773,557	1,773,557	—	—
四半期純損失	—	—	△41,978	—	△41,978
当第1四半期末までの変動額合計	△721,627	△1,051,930	1,731,578	—	△41,978
当第1四半期末残高	500,000	40,661	△208,658	△13,467	318,535

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 2,999千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

特別利益の新株予約権戻入益 2,070千円

3 付与したストック・オプションの内容

決議年月日	平成21年6月30日(第6回ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社執行役員 1名
株式の種類別ストック・オプション付与数 (注)	普通株式 11,111,100株
付与日	平成21年6月30日
権利買確定条件	付与日以降、権利確定日まで勤務していること
対象勤務期間	—
権利行使期間	自平成21年6月30日至平成26年6月29日
権利行使価格(円)	9
付与日における公正な評価単価	0.3

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	レジャー事業 (千円)	映像・音盤 関連事業 (千円)	投資事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	545,733	82,176	571	25,509	653,990	—	653,990
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	178	2,500	60,000	8,571	71,250	△71,250	—
計	545,911	84,676	60,571	34,080	725,240	△71,250	653,990
営業損失(△)	△25,186	△53,526	△63,654	△18,264	△160,632	2,556	△158,076

(注) 事業区分は事業内容を勘案して、下記の通り区分しております。

レジャー事業

テーマパーク及びスポーツレジャー施設の運営の管理・指導。

映像・音盤関連事業

映画の劇場放映権、CD・DVD化権など映像ソフトの権利販売、ビデオ販売、ビデオレンタル及び映像制作請負等。

投資事業

事業シナジーが見込まれる企業への投資・育成やコンテンツファンドへの投資等。

その他の事業

不動産事業等。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	レジャー事業 (千円)	映像・音盤 関連事業 (千円)	投資事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	609,721	50,710	3,704	—	664,136	—	664,136
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	88	—	47,619	8,571	56,279	△56,279	—
計	609,810	50,710	51,323	8,571	720,416	△56,279	664,136
営業利益又は 営業損失(△)	505	△35,671	△17,534	618	△52,081	1,500	△50,581

(注) 事業区分は事業内容を勘案して、下記の通り区分しております。

レジャー事業

テーマパーク及びスポーツレジャー施設の運営の管理・指導。

映像・音盤関連事業

映画の劇場放映権、CD・DVD化権など映像ソフトの権利販売、ビデオ販売、ビデオレンタル及び映像制作請負等。

投資事業

事業シナジーが見込まれる企業への投資・育成やコンテンツファンドへの投資等。

その他の事業

不動産事業等。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1.60円	1.79円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	681,872	715,561
普通株式に係る純資産額(千円)	318,829	357,061
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	64,622	63,693
少数株主持分	298,420	294,806
普通株式の発行済株式数(株)	199,910,272	199,910,272
普通株式の自己株式数(株)	160,023	160,023
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	199,750,249	199,750,249

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△) △2.07円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額(△) △0.21円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△) (千円)	△266,326	△41,978
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△266,326	△41,978
普通株式の期中平均株式数(株)	128,418,915	199,750,249
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権(普通株式168百万株)なお、概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。	会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)平成21年6月29日定時株主総会決議、平成21年6月30日取締役会決議111,111個。なお、概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

平成20年6月26日に、デイスターアセットマネジメント株式会社を割当先として発行した第6回新株予約権の未行使分209個（1個につき500,000株）のうち、21個が平成21年7月23日付でユニオンホールディングス株式会社に譲渡されました。

また、ユニオンホールディングス株式会社は、平成21年7月24日付で、譲渡された第6回新株予約権21個を全て行使しております。

当該事象により、資本金が73,500千円、資本準備金が52,878千円増加しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 14 日

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオメガプロジェクト・ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

継続企業的前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成19年3月期に続き、平成20年3月期においても大幅な当期純損失を計上しており、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菊原 栄三 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオメガプロジェクト・ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任者は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

（追記情報）

1 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成20年3月期に続き、平成21年3月期においても当期純損失を計上し、当第1四半期においても四半期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消するための改善策は、当該注記に記載されているが、当該改善策を進めるための資金調達の面での新株予約権の行使については、現在の株価等の動向から勘案すると、重要な不確実性が認められる。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は、四半期連結財務諸表には反映していない。

2 重要な後発事象には、平成21年7月23日付で会社が他社に割当てた新株予約権のうち21個がユニオンホールディングス株式会社に譲渡され、平成21年7月24日付で譲渡された全ての新株予約権を行使された旨の記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。